

(入札説明書添付資料5)

**政策研究大学院大学施設整備等事業  
基本協定書(案)**

平成15年1月31日

## 目次

|      |              |   |
|------|--------------|---|
| 第1条  | 目的           | 1 |
| 第2条  | 当事者の義務       | 1 |
| 第3条  | 事業予定者の設立     | 1 |
| 第4条  | 株式の譲渡        | 2 |
| 第5条  | 業務の委託、請負     | 2 |
| 第6条  | 事業契約         | 2 |
| 第7条  | 準備行為         | 2 |
| 第8条  | 事業契約不調の場合の処理 | 3 |
| 第9条  | 秘密保持         | 3 |
| 第10条 | 準拠法          | 3 |
| 別紙1  | 誓約書の様式       | 5 |

## 政策研究大学院大学施設整備等事業 に関する基本協定書（案）

政策研究大学院大学施設整備等事業（以下「本件事業」という。）に関し、政策研究大学院大学（以下「甲」という。）と、[ ]及び[ ]をその構成員とし、[ ]をその代表者とする[ ]グループ（以下「乙」といい、その構成員を「乙の構成員」、またその代表者を「乙の代表者」という。）との間で、以下のとおり、政策研究大学院大学施設整備等事業に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本件事業に関し乙が一般競争入札により落札者として決定されたことを確認し、政策研究大学院大学施設（以下「本件施設」という。）の建設並びに維持管理及び以上にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を、乙の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めると共に、その他本件事業等の円滑な実施に必要な諸手続を定めることを目的とするものとする。

### （当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 甲及び乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の入札手続における審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとし、かつ入札説明書に添付された事業契約書（案）及び入札参加者提案の内容に基づき可及的速やかに事業契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。

3 乙は、入札提案書中の資金調達計画等に従い、事業予定者に出資し、事業予定者への出資者を募り、又は事業予定者による借入れその他の資金調達を実現させるために最大限の努力をするものとする。

### （事業予定者の設立）

第3条 乙は、遅くとも事業契約の締結日までに、事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。ただし、事業予定者は商法（明治32年3月9日法律第48号）上の株式会社とするものとし、その資本金は[ ]円以上とする。

2 乙の構成員は、事業契約上の事業期間中、必ず事業予定者に出資しなければならないが、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の2分の1を超えなくてはならず、かつ乙の構成員以外の株主の議決権保有割合が、総株主中の最大とはならないようにするものとする。

- 3 乙は、事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者に報告させるものとする。

(株式の譲渡)

- 第 4 条 乙の構成員は、事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除くほか、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の一切の処分を行わないものとする。
- 2 乙の構成員は、前項の甲の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙 1 記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛てに提出させるものとする。
- 3 乙は、事業予定者の設立時及び増資時において、その時々各株主をして別紙 1 記載の様式及び内容の誓約書を提出せしめるものとする。

(業務の委託、請負)

- 第 5 条 事業予定者による本件事業の実施に関しては、本件施設の建設に係る業務を [ ] に、維持管理に係る業務を [ ] にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める本件施設の建設及び維持管理に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出しなくてはならない。
- 3 第 1 項により事業予定者から本件施設の建設及び維持管理に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

- 第 6 条 甲及び乙は、本基本協定締結後平成 15 年 [ ] 月 [ ] 日までに、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

(準備行為)

- 第 7 条 乙は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において本件事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、自己の費用においてかかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを

引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第 8 条 甲乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。

(秘密保持)

第 9 条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報につき、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらないで公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本件事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）等に基づき開示する場合はこの限りではない。

(準拠法)

第 10 条 本基本協定は日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者が各 1 通を保有する。

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

甲 住 所 東京都新宿区若松町 2 - 2  
氏 名 支出負担行為担当官  
政策研究大学院大学事務局長 林 一夫

乙 [ ] グループ  
( [ ] グループの代表者 )  
住 所  
氏 名

( [ ] グループの構成員)

住 所

氏 名

( [ ] グループの構成員)

住 所

氏 名

## 別紙1 誓約書の様式

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

支出負担行為担当官

政策研究大学院大学事務局長 林 一夫 殿

### 出資者誓約書

政策研究大学院大学及び [ SPC名称 ] (以下「事業者」という。)と間で、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日付けで締結された政策研究大学院大学設整備等事業にかかる事業契約 (以下「本契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

### 記

1. 事業者が、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日に商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は [ ] 株であり、うち [ ] 株を当社が保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、落札者である株主によって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ落札者である株主以外の株主の議決権の保有割合が、総株主中の最大ではなく、本契約の終了までの間、かかる状態を維持すること。
4. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関が担保権を設定する場合、事前にその旨を大学に対して書面により通知し、大学の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書をその締結後速やかに大学に対して提出すること。
5. 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、大学の事前の書面による承諾を得て行うこと。

6. 当社が、大学の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして本出資者誓約書の様式と内容の出資者誓約書を予め大学へ提出させるものとする。

住所

氏名